

千葉県業務継続計画

(感染症編)

平成26年1月策定

令和8年3月改正

千葉県

防災危機管理部危機管理政策課

千葉県業務継続計画（感染症編）

目次

第1章 千葉県業務継続計画（感染症編）の基本的な考え方

- 1 計画策定の意義
- 2 本計画で対象とする感染症
- 3 計画の目標
- 4 計画の適用範囲
- 5 新型インフルエンザ等と震災との違い
- 6 「県行動計画」との関係
- 7 計画策定の効果

第2章 前提となる被害状況の想定

第3章 発生時優先業務

- 1 業務継続の基本方針
- 2 発生時優先業務の選定
- 3 新型インフルエンザ等発生時のテレワークの基本的な考え方

第4章 必要な職員、物資・サービスの確保

- 1 職員の確保
- 2 指揮命令系統の確認
- 3 物資・サービスの確保

第5章 感染対策の検討・実施

- 1 平時における感染対策の検討
- 2 発生時における感染対策

第6章 その他

- 1 計画の見直し
 - 2 状況に応じた対応
-

第1章 千葉県業務継続計画（感染症編）の基本的な考え方

1 計画策定の意義

感染症は、ウイルスや細菌などの病原体によって、発熱等の様々な症状が引き起こされる疾病であり、人から人のほか、動物や昆虫等から感染する感染症もあります。

このうち、新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとは抗原性（免疫上の特性）が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。新型インフルエンザに対しては、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されています。

平成21年に新型インフルエンザが世界的に大流行（パンデミック）したことを受け、平成24年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、県では千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基に、平成26年1月に千葉県業務継続計画（新型インフルエンザ編）を策定しました。

新型インフルエンザ等を含む感染症の発生時には、本人のり患や家族の世話や看護等のため、出勤できなくなる人が多数発生し、県においても職員の出勤率が大きく低下することが見込まれます。

このような状況下においても、県民の生命・健康を守るとともに、パンデミック時における社会・経済の破綻を防止するため、優先して実施すべき新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下『新型インフルエンザ等対応業務』という。）と最低限の県民生活を維持するため継続しなければならない通常業務（以下「優先継続業務」という。）を特定するとともに、新型インフルエンザ等対応業務及び優先継続業務（以下「発生時優先業務」という。）を実施するために必要となる職員の確保・配分等について定めるものです。

なお、令和元年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認され、世界的に感染が拡大しました。令和2年3月には特措法が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして法の適用がされていましたが、令和3年2月には、特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が一部改正され、新型インフルエンザ等感染症に新型コロナウイルス感染症が追加されました。

令和5年5月8日から、当該新型コロナウイルス感染症の位置づけは5類感染症に変更されましたが、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることが浮き彫りとなりました。

こうした状況を踏まえ、本計画は、特措法で定義された新型インフルエンザ等を基本とするものですが、新型インフルエンザ等以外の感染症（一～五類感染症等）についても対象とし、本計画の基本的な考え方、発生時優先業務等において活用するものです。

今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や「県行動計画」の改定を受け、多様で柔軟な働き方の考え方や、新型コロナウイルス感染症対策として行われた事項等の見直しを行い、本計画の改正を行いました。

次なる感染症危機の到来の備えとするため、今後も必要に応じて見直しを行っていくこととします。

2 本計画で対象とする感染症

「政府行動計画」及び「県行動計画」を基に、①新型インフルエンザ等感染症（①-1 新型インフルエンザ、①-2 再興型インフルエンザ、①-3 新型コロナウイルス感染症、①-4 再興型新型コロナウイルス感染症）、②-1 指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る）、③-1 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）を本計画の対象の感染症とします。

併せて、感染症法に規定する新型インフルエンザ等以外の感染症（②-2 指定感染症（新型インフルエンザ等に含まれないもの）、③-2 新感染症（新型インフルエンザ等に含まれないもの）及び④一～五類感染症）が発生した際も本計画を活用し、県の業務継続体制の確保に努めるものとします。

◎新型インフルエンザ等の定義

特措法及び感染症法の一部改正により、新型インフルエンザ等は以下のとおり、①新型インフルエンザ等感染症（①-1 新型インフルエンザ、①-2 再興型インフルエンザ、①-3 新型コロナウイルス感染症、①-4 再興型新型コロナウイルス感染症）、②-1 指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る）、③-1 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）を指します。

新型インフルエンザ等
（特措法第2条第1号）

- ①新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
 - ①-1 新型インフルエンザ
 - ①-2 再興型インフルエンザ
 - ①-3 新型コロナウイルス感染症 ※
 - ①-4 再興型新型コロナウイルス感染症 ※
- ②-1 指定感染症（感染症法第6条第8項）※
（特措法第14条の報告に係るものに限る）
- ③-1 新感染症（感染症法第6条第9項）
（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）

※ 令和3年2月の特措法・感染症法の一部改正により追加。

本計画は、新型インフルエンザ等を基本とするものですが、新型インフルエンザ等以外の感染症（②-2 指定感染症（新型インフルエンザ等に含まれないもの）、③-2 新感染症（新型インフルエンザ等に含まれないもの）、④一～五類感染症）も対象とし、基本的な考え方、発生時優先業務等において活用するものです。

なお、発生した感染症ごとに想定される被害や具体的な対応業務は異なることから、状況を踏まえた対応の検討も必要です。

3 計画の目標

新型インフルエンザ等が発生した場合において、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護することと、県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目標とします。

このため、発生時優先業務に、必要とされる人員等の資源を組織的に集中して投入し、県民生活に必要な行政サービスを確保します。

4 計画の適用範囲

本計画を適用する範囲は、知事部局、病院局（県立病院を除く）、議会事務局、教育委員会（県立学校を含む）及び各種行政委員（会）事務局とします。

5 新型インフルエンザ等と震災との違い

必要となる業務を確実に遂行しなければならない点では、新型インフルエンザ等も震災も同様ですが、その被害状況、影響度及び期間等は大きく異なります。

震災による被害は、人的被害のほか、建物・設備など地域の生活・産業基盤全般にも被害が及ぶのに対し、新型インフルエンザ等による被害は、人的被害が長期化することで社会経済に大きな影響を与えるものです。

このため、震災では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新型インフルエンザ等では、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

新型インフルエンザ等と震災の被害（影響）の比較は、表1-1のとおりです。

（表1-1）新型インフルエンザ等と震災の被害（影響）の比較

項目	新型インフルエンザ等	震災
発生	・海外での発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害規模は感染対策により左右される	突然発生する
直接的な被害の内容	主として、人への健康被害が大きい	人に対する被害に加え、道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい
地理的な影響	被害が国内全域、全世界的になる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）	被害が地域限定的であり、被災地外からの支援が可能
被害期間	病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難	一定期間は余震発生の恐れが大きくなるものの、強い揺れによる直接的な被害は比較的短期間で収束

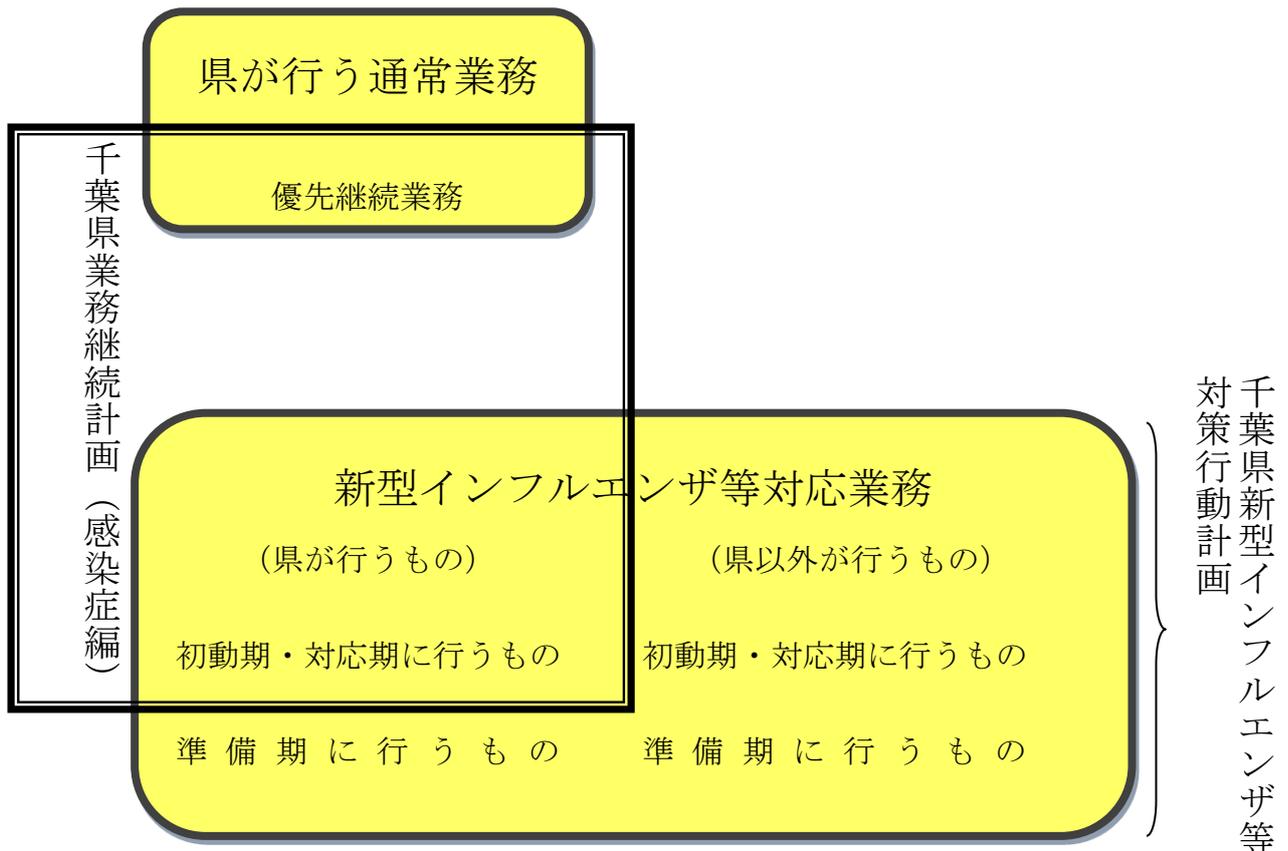
6 「県行動計画」との関係

「県行動計画」は特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制することで県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして定めたものです。

「千葉県業務継続計画（感染症編）」は、県が、人員等の資源が制約された状況下において、県民生活に必要な行政サービスを維持するため、発生時優先業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

「県行動計画」に基づき県が行う対応業務は、業務継続計画で定める発生時優先業務の中核となります（図1-1）。

（図1-1） 業務継続計画と「県行動計画」の概念図



7 計画策定の効果

- （1）県が新型インフルエンザ等の業務遂行を円滑に行う体制を構築することにより、県全体の対応力を高めることができます。
- （2）市町村や民間企業などの業務継続計画策定の参考となり、行政活動や企業活動の維持に寄与することとなります。
- （3）本計画は強毒性の新型インフルエンザ等の発生を想定したものです。状況に合わせて本計画を弾力的・機動的に類推して適用することにより、弱毒性の新型インフルエンザ等や、その他の感染症の発生への対応が可能となります。

第2章 前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することはできません。

このため、「政府行動計画」及び「県行動計画」においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定しています。

社会経済への影響の規模の目安として、職員の最大40%程度（※）が出勤できないことを想定して、本計画を策定します。

なお、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要があり、必要に応じ、あらかじめ複数の選択肢を準備しておくことが望ましく、また、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定されます。

※ 「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン令和6年9月27日」に記載されている想定を適用。（米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大40%と想定されていることを踏まえたものとされている）

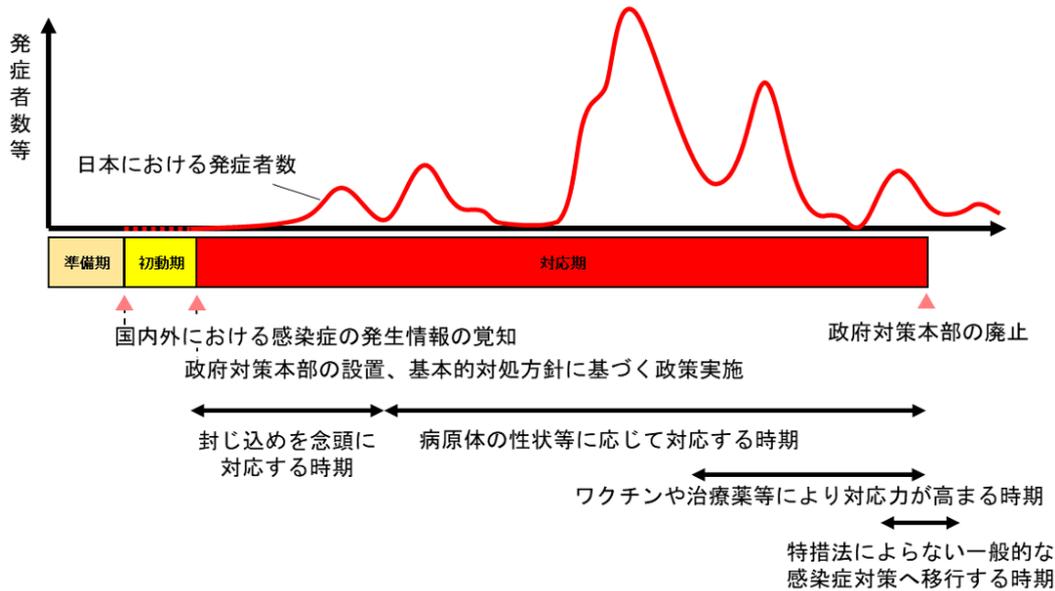
第3章 発生時優先業務

1 業務継続の基本方針

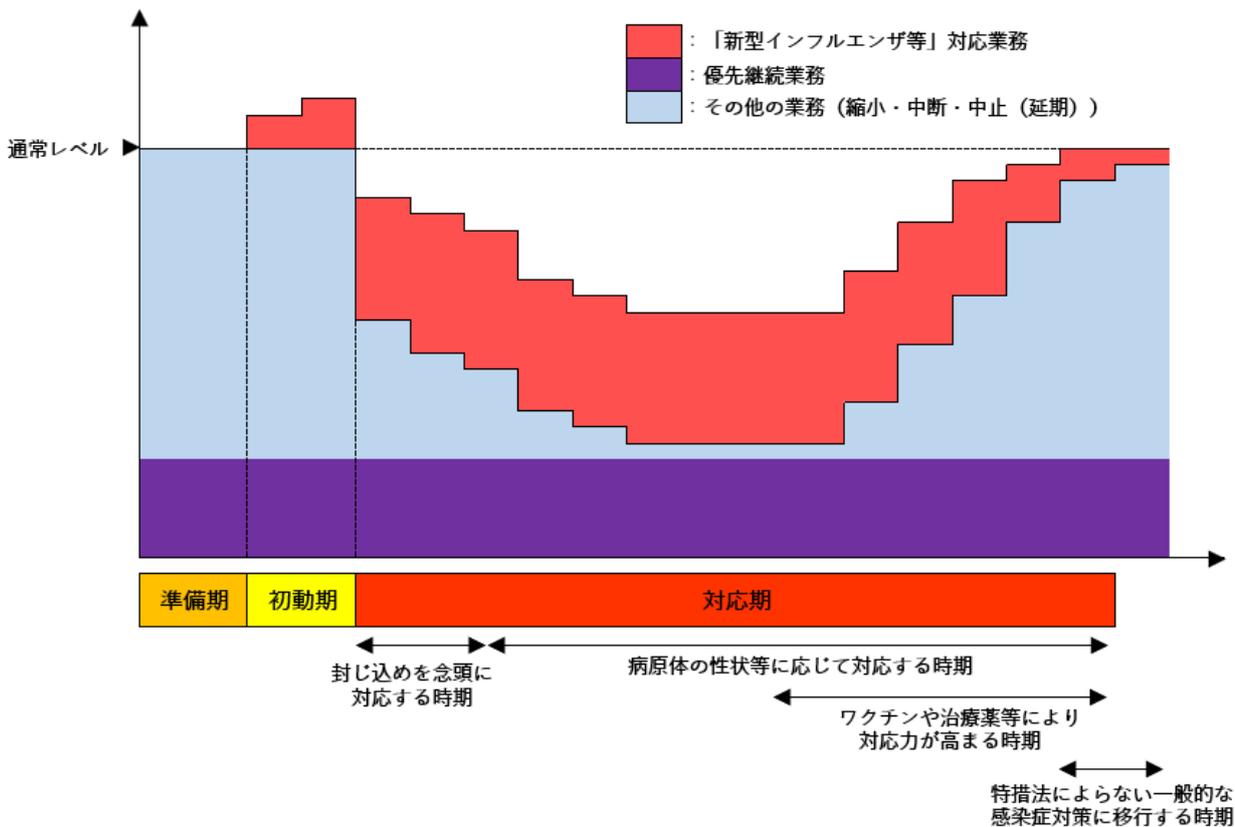
県の業務は、次の方針に基づいて行います。

- （1）新型インフルエンザ等対応業務を最優先で実施します。
- （2）優先継続業務については、適切に継続します。
- （3）新型インフルエンザ等対応業務及び優先継続業務（＝発生時優先業務）以外の業務については、一時的に縮小又は中断します。なお、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断します。
- （4）発生時優先業務の実施に必要な人員及び資材等の配分は、全庁横断的に調整します。
- （5）職場における感染対策を徹底するとともに、テレワークや時差出勤等の活用により勤務体制を工夫します。

（図3-1）新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



（出典「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン令和6年9月27日」）



（出典「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン令和6年9月27日」）

※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては、様々なパターンが想定されることに留意してください。

2 発生時優先業務の選定

(1) 発生時優先業務の評価基準

職員の最大40%が出勤できないということを想定します。

また、県の業務の実施に必要な物資やサービスの確保が困難になることも予想されます。

発生時優先業務は、このような状況の中で、真に必要な業務に県の資源を集中するため選定するもので、業務の評価基準及び参考例は表3-1のとおりです。

各所属は、発生時優先業務及び縮小・中断・中止（延期）する業務を「発生時優先業務・業務従事人数等一覧」に整理するとともに、毎年度、危機管理促進月間等において、継続的に点検・見直しを行うものとします。

(表3-1) 業務の評価基準及び参考例

高い  優先度  低い	発生時優先業務	【A】 新型インフルエンザ等対応業務 ○「県行動計画」で取り組むこととされている業務（新型インフルエンザ等発生により、新たに発生若しくは業務量が増加するもの） （例）新型インフルエンザ対策本部の運営、情報収集・分析、サーベイランス、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、水際対策、まん延防止、医療、検査、保健など
	発生時優先業務	【B】 優先継続業務 ○「県行動計画」で県が取り組むこととされている業務以外で、県民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響があるため縮小・中断が困難な業務 （例）災害対応・危機管理業務、道路・河川等の管理、保健・福祉サービスの提供など ○県の機能維持に必要な業務 （例）人事管理、予算執行、情報システムの維持など
	発生時優先業務	【C】 縮小・中断・中止（延期）する業務 ○優先継続業務には該当しないが、完全に中断することはできず、業務内容を縮小しつつ継続する業務 （例）許認可申請の受理・審査業務（緊急性の高いものは除く）、各種相談業務など ○流行が収まるまで中断することが可能な業務 （例）定例の調査・報告、定例の監視指導、計画策定、施策の立案など ○感染拡大を防止する観点から、積極的に中止（延期）することが望ましい業務 （例）イベントなど不特定多数が集まる機会を提供する業務（講習会、研修会、会議の開催）

（２）時期区分に応じた業務継続

所属長は、時期区分に応じ、以下に基づき業務継続計画を活用します。ただし、実際の状況に応じて、弾力的な活用を行うこととします。

（表３－２）時期区分に応じた業務継続

時期区分		時期区分に応じた業務継続
準備期		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・見直し等により、新型インフルエンザ等発生時の業務継続に備えます。 ・担当外職員への円滑な引継ぎに向け、各業務資料の整理・共有化や教育・訓練の実施、バックアップ要員の確保を図ります。
初動期		<p>国の方針を適宜確認しながら、政府及び県対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に置く必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時の継続業務の確認を行い、発生時優先業務を実施するとともに、その他の業務（縮小・中断・中止（延期））の業務量を計画的に減少させることができるよう、体制を整えます。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	<p>感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時優先業務の実施・継続のため、必要に応じてその他の業務（縮小・中断・中止（延期））の業務量を段階的に減らします。
	病原体の性状に応じて対応する時期	<p>ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、出勤できない職員の割合が上昇すること等によって、発生時優先業務の実施・継続がより難しくなることが予想されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の傾向を勘案しながら、計画的・段階的にその他の業務（縮小・中断・中止（延期））の業務量を減らしつつ、発生時優先業務を実施します。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の業務（縮小・中断・中止（延期））の業務量を徐々に回復させつつ、通常体制への段階的な移行を図ります。

3 新型インフルエンザ等発生時のテレワークの基本的な考え方

通勤時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、テレワーク、時差出勤、分散勤務等を導入しながら業務を継続することが重要です。

国の基本的対処方針等、県の方針等に基づき、感染症拡大防止及び業務継続体制確保のため、積極的にテレワークを実施します。

テレワークは、一部を除き幅広い業務で対応が可能ですが、各所属において、テレワークで対応できない業務をあらかじめ把握し、対応方法を決めておくことが重要です。

（1）テレワークで実施できない業務

テレワークの環境整備により、一部を除き幅広い業務をテレワークで実施することが可能になったことを踏まえ、「千葉県テレワーク実施要領」及び「テレワーク実施フロー」を参考に、各所属は発生時優先業務のうち、テレワークで実施できない業務を整理します。

その際、テレワークで実施できない業務の対応方法について、あらかじめ決めておく必要があります。

（2）平時からの備え

平時からのテレワークの実施を通じて、新型インフルエンザ等の発生時においても、所属職員が円滑にテレワークを実施できるよう努めるとともに、各所属において、業務執行体制等の点検、見直しを継続的に行います。

第4章 必要な職員、物資・サービスの確保

1 職員の確保

- (1) 各所属は、職員の感染状況や出勤状況を把握し、発生時優先業務に重点的に職員を配置することにより、発生時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。
- (2) 各所属において、業務の中断・縮小を行っても、発生時優先業務等継続しなければならない業務の実施に必要な人員に不足が生じる場合は、原則として各部署（庁）内で対応することとし、その調整は各部署（庁）の主管課が行います。
- (3) 各部署（庁）内において対応できないと判断される場合は、各部署（庁）の主管課からの応援要請（必要人数、配置先、業務内容及び期間等を記載）を基に、新型インフルエンザ等対策本部が調整を行います。

2 指揮命令系統の確認

幹部職員が、新型インフルエンザ等のり患等により一定期間不在となることが想定されます。このような場合には、事務決裁規程に基づく代決などにより代行者が業務を処理することとなるので、職員は事務処理に支障を生じないよう事前によく確認しておくことが重要です。

3 物資・サービスの確保

県が業務を継続するためには、事務用品の供給、庁舎管理、各種設備の点検・修理、情報システムの維持管理など、欠かすことのできない物資・サービスがあります。

このような物資・サービスを提供する事業者に対しては、県の業務継続のため必要な物資・サービスの確保ができるよう体制の整備を要請します。

第5章 感染対策の検討・実施

1 平時における感染対策の検討

基本的な感染症対策を実施するとともに、感染リスクについて、業務内容も踏まえ所属ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討します。

- (1) 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるように促すなど、発症者の入室を防ぐ方法などを検討します。
- (2) 多数の者と接触する機会のある所属等においても、その理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施を要請することも検討します。

2 発生時における感染対策

(1) 職員への基本的な感染対策の注意喚起

- ① 発熱、咳等の症状があれば出勤を控えるように勧奨します。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行います。
- ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避け、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動します。

(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

職場における感染防止のため、必要に応じ次の方法等により、職場の清掃・消毒等を行います。

- ① 通常のコleaningに加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行います。
- ② 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行います。
- ③ 建物の構造や室内温度、外気温等に応じ可能な範囲で換気を行います。

(3) 特定接種の実施

国の示した特定接種の具体的運用に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行います。

（４）職員の健康状態の確認等

職員が感染した場合、庁内の連絡は、「職員の事故等緊急時対応マニュアル」に基づき、以下の対応をとります。

また、職員に対して、本人や同居者等が感染した疑いがある場合には、所属に報告するよう周知徹底します。

なお、所属長等は受けた報告内容の取り扱いに十分留意します。

- ① 職員（又は家族）は、所属長に報告します。
- ② 所属長は（出先機関は主務課を通じて）、主管課に報告します。
- ③ 主管課は、総務課・秘書課・人事課・報道広報課に報告します。

（５）職員の感染への対応

新型インフルエンザ様症状のある職員（※）で入院措置がなされないものに対して、療養休暇の取得等を要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請します。

（６）職員の同居者等が発症した場合の対処

- ① 職員は、同居者等が感染した旨を所属長に報告するとともに、感染症法第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき外出自粛等の要請がされた期間は、自宅待機とします。その間、マスクの着用、手洗いを徹底し、可能な限り生活空間を分ける等、家庭内感染防止に努めます。
- ② 外出自粛の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得等を認め、外出自粛の徹底を要請します。

※ 新型インフルエンザ様症状については、「発熱、咳、全身倦怠感等」が想定されますが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表します。

第6章 その他

1 計画の見直し

本計画は、「県行動計画」を基に策定したものであり、「県行動計画」の改正等、今後の状況の変化に応じ見直しを行います。

2 状況に応じた対応

本計画は、広く感染症全般に対応するものですが、発生した感染症ごとに想定される被害や具体的な対応業務は異なることから、状況を踏まえた対応の検討も必要です。

千葉県業務継続計画（感染症編）の改正履歴

改正年月	改正等概要
平成26年1月	千葉県業務継続計画の策定
令和4年3月	一部改正（対象とする感染症の追加、優先業務見直しの考え方等の追加）
令和8年3月	一部改正（「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に伴い、被害想定や時期区分、テレワークの活用等について見直し）